
株式会社ポップティーン 定款

平成26年11月11日作成
平成27年3月19日改訂
平成29年3月30日改訂
令和3年7月21日改訂
令和4年3月24日改訂

株式会社ポップティーン定款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、株式会社ポップティーンと称し、英文ではPopteen Co., Ltd.とする。

(目 的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 電子書籍、ゲーム、その他の画像、音声、映像を使用したデジタルコンテンツ及びそれらを記憶した媒体（メモリーチップ・ディスク・テープ・フィルム等）の企画、制作、配信、販売並びに版權の管理、売買
2. 書籍、写真、その他の印刷物の編集、出版、販売
3. コンピューターシステム、ソフトウェア、プラットフォームの設計、開発、運用及び保守
4. 通信販売業務
5. 情報処理サービス業並びに情報提供サービス業
6. 広告、宣伝の情報媒体の企画及び販売
7. 広告宣伝の代理業務
8. 電子商取引に係る各種料金の請求収納代行事業
9. 知的財産権（著作権、商品化権等）の実施、使用、利用許諾、維持、管理、売買の仲介
10. 前各号の取引に関する調査、研究、マーケティング及びコンサルティング業務
11. 前各号に付帯関連する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都中央区に置く。

(公告方法)

第4条 当社の公告は、日刊工業新聞に掲載してする。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第5条 当社の発行可能株式総数は、4, 0 0 0株とする。

(株式の譲渡制限)

第6条 当社の株式を譲渡により取得するには、当社の承認を受けなければならない。当社の株主が当社の株式を譲渡により取得する場合においては当社が承認したものとみなす。

(相続人等に対する株式の売渡し請求)

第7条 当社は、相続その他の一般承継により当社の株式を取得した者に対し、当該株式を当社に売り渡すことを請求することができる。

(株券の不発行)

第8条 当社の株式については、株券を発行しない。

(株主名簿記載事項の記載又は記録の請求)

第9条 当社の株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求するには、株式取得者とその取得した株式の株主として株主名簿に記載若しくは記録された者又はその相続人その他の一般承継人が当社所定の書式による請求書に署名又は記名押印し、共同して請求しなければならない。
② 前項の規定にかかわらず、利害関係人の利益を害するおそれがないものとして法務省令に定める場合には、株式取得者が単独で株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求することができる。

(質権の登録及び信託財産の表示)

第10条 当社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印して提出しなければならない。その登録の抹消についても、同様とする。

(手数料)

第11条 前二条に定める請求をする場合には、当社所定の手数料を支払わなければならない。

(基準日)

第12条 当社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を行使することができる株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会

において権利を行使することができる株主とする。

② 前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利を行使することができる者を確定するため必要があるときは、取締役の過半数の決定により、臨時に基準日を定めることができる。

第3章 株主総会

(株主総会決議事項)

第13条 株主総会は、会社法に規定する事項及び株式会社の組織、運営、管理その他株式会社に関する一切の事項に関して決議することができる。

(招集の時期)

第14条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。

(招集権者及び議長)

第15条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合のほか、取締役社長がこれを招集し、議長となる。取締役社長に事故がある時は、あらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに当たり、取締役全員に事故又は支障があるときは、総会に出席中の株主から選任する。

② 株主総会を招集するには、会日より一週間前までに、議決権を行使することができる各株主に対して招集通知を発するものとする。

(招集手続)

第16条 株主総会を招集するには、会日の1週間前までに、議決権を行使することができる株主に対して招集通知を発するものとする。

(招集手続の省略)

第17条 株主総会は、その総会において議決権を行使することができる株主全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

② 前項の招集通知は、会社法第298条第1項第3号又は第4号に掲げる事項を定めた場合を除き、書面であることを要しない。

③ 第1項の規定に関わらず、株主総会は、その総会に議決権を行使することができる株主の全員の同意があるときは、会社法第298条第1項第3号又は第4号に掲げる事項を定めた場合を除き、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

(決議の方法)

第18条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

② 会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(決議の省略)

第19条 株主総会の決議の目的たる事項について、取締役又は株主から提案があった場合において、その事項につき議決権を行使することができるすべての株主が、書面又は電磁的記録によってその提案に同意したときは、その提案を可決する旨の株主総会の決議があったものとみなす。

② 取締役が株主の全員に対して株主総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を株主総会に報告することを要しないことにつき株主の全員が書面又は電子的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の株主総会への報告があったものとみなす。

(議決権の代理行使)

第20条 株主又はその法定代理人は、当会社の議決権を有する株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。

② 前項の場合には、株主総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

(議事録)

第21条 株主総会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、10年間当会社の本店に備え置くものとする。

第4章 取締役及び代表取締役

(取締役の員数)

第22条 当会社の取締役は、1人以上とする。

(取締役の選任及び解任の方法)

第23条 当会社の取締役の選任及び解任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

② 取締役の選任については、累積投票によらない。

（取締役の任期）

第24条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

② 任期満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

（代表取締役及び社長）

第25条 当会社に取り締役2人以上いるときは代表取締役1人を置き、株主総会の決議によって定めるものとする。

② 代表取締役を社長とし、取締役1人のときは、当該取締役を代表取締役社長とする。

③ 社長は、当会社を代表し、会社の業務を統轄する。

第5章 計 算

（事業年度）

第26条 当会社の事業年度は、毎年1月1日から同年12月31日までとする。

（剰余金の配当）

第27条 剰余金の配当は、毎事業年度末日現在における株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者（以下「株主等」という。）に対して行う。

② 前項に定める場合のほか、当会社は、基準日を定め、その最終の株主名簿に記載又は記録ある株主等に対して、剰余金の配当を行うことができる。

（剰余金の配当の除斥期間）

第28条 剰余金の配当は、支払提供の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。

上記は当会社の現行定款と相違ありません。

令和 6 年 3 月 28 日

東京都中央区日本橋室町三丁目 3 番 1 号

株式会社ポップティーン

代表取締役 大島 正人